

ベル共済規約（正会員）

（平成 25 年 8 月 1 日 変更）

第1条 契約の目的

この契約は、ベル少額短期保険株式会社(以下、「会社」という。)が、少額短期保険業者として「ベル共済会員プラン」による旧共済契約を新たに保険契約として継続して引き受けるにあたり、保険契約者と会社との権利義務を定めるものである。

第2条 入会方法

1. 入会の申込は会社所定の入会申込書に健康状態告知書等必要事項を事実通りに記載し、署名捺印して、入会金 2,000 円および初回保険料 1,000 円を納めるものとする。
2. 会社は、前項の入会申込書により所定の審査を行ったうえ契約手続を行ない、会社の被保険者(以下、「被保険者」という。)であることを証する「会員之証」を発行送付する。
3. 前項の契約手続とは被保険者の承諾を得て、保険契約者と会社が保険契約を結ぶ。

第3条 被保険者の資格

1. 入会時において会社所定の健康状態告知書に記載された内容に相違ない者。
2. 年齢満 15 才以上、満 65 才未満の者。ただし、継続入会に関しては満 75 才までの者。

第4条 責任開始日および保険契約の満了日

1. 責任開始日は初回保険料を領収した日とする。
 2. 満了日は満 75 才の誕生日の末日とする。
- ただし、被保険者が満了日以降に死亡のときは第 7 条の特別施行がある。

第5条 保険金の支払

被保険者が死亡したときは、会社は死亡保険金(以下、「保険金」という。)として金 50 万円を保険金受取人に支払う。

第6条 保険金請求の手続

1. 保険契約者または保険金受取人は、保険金支払事由発生後、会社へ通知する。
2. 会社は通知を受け次第、保険金請求書用紙を保険金受取人宛に送付する。
3. 保険金受取人は、次の書類一式を会社に提出することにより保険金の請求を行う。
 - (1) 死亡保険金請求書
 - (2) 死亡診断書または死体検案書
 - (3) 除籍謄本

第7条 特別施行

1. 被保険者が第 4 条 2 項の終期以降に死亡の場合は、会社提携葬儀社で葬祭施行を引き受けた場合のみ、所定の金額を葬祭施行料より差引くものとする。
2. 本条で定める葬祭施行とは、社会通念上の葬儀、告別式等を行うことをいう。
3. 第 11 条または中途解約により保証が受けられなかった場合でも、会社提携葬儀社で葬祭施行を受けた場合のみ所定の金額を葬祭施行料より差引くものとする。
4. 前3号における所定の金額は次のとおりとする。
 - 既払込保険料相当額
5. 会社提携葬儀社における葬祭施行が出来ない場合は、事前に会社へ連絡があった場合に限り、前4号に定める割引の実施を会社が保証する。

第8条 保険料の払込

1. 保険料は月払、半年払、年払の三通りとする。
2. 保険料は原則として指定金融機関の口座自動振替、郵便自動振替による払込とする。

第9条 保険契約の失効

払込日の属する日の月末までに払い込みがない場合、翌々月の末日までを払い込み猶予期間とする。猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれないときは、猶予期間満了の日の翌日に保険契約は失効する。

第10条 保険証券の再交付

保険契約者は保険証券を盗難、紛失或いは毀損した場合、再交付を受けることが出来る。この場合旧保険証券は無効とする。なお、有効な「会員之証」については、これを保険証券とみなすものとする。

第11条 保険金の支払が受けられない場合

- 1 次のいずれかにより被保険者が死亡した場合は、保険金を支払わない。
 - (1) 保険契約者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被保険者が死亡したとき
 - (2) 被保険者が、加入後1年以内に自殺したとき
 - (3) 戦争・事変・暴動によって被保険者が死亡したとき
- 2 保険金受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その保険金受取人が保険金の一部の保険金受取人であるときは、会社は、保険金の残額をその他の保険金受取人に支払う。
- 3 被保険者が戦争その他変乱によって死亡した場合でも、その原因によって死亡した被保険者数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、保険金の全額または削減して支払うことがある。
※被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、保険金を支払う。

第12条 重大事由による解除

1. 保険契約者、被保険者、または保険金受取人が保険金を詐取する目的の行為を行った場合、会社は将来に向かって保険契約を解除できる。ただし、保険契約の解除が支払事由発生のちに行われたときであっても、保険金は支払わない。
2. 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行う。ただし、保険契約者の所在が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金受取人に解除の通知をする。

※本項目は共済の規約には記載されていないが、公序良俗に違反する保険金の支払いを行わないこととするために追加する。

第13条 保険契約が消滅した場合における返戻金

この保険契約は、失効・解約・満了の時に返戻金はない。

第14条（追加） 保険金の支払時期

1. 会社は保険金を、不備の無い必要書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に支払う。5営業日を越えて支払う場合は、遅延利息を付加して支払う。ただし事実確認のためとくに調査期間を要する場合は、その期間を除く。
2. 保険金支払事由発生日の翌日から起算して3年間請求がない場合、保険金請求権は時効により消滅する。